

II 連絡事項

1. 在宅介護支援センター運営事業について

ア 在宅介護支援センター実施状況調査の実施について

平成17年度においては、各市町村は、在宅介護支援センターの評価やこれを踏まえた機能強化に取り組みつつ、地域包括支援センターの設置に向けた検討を併せて行っていくこととなる。

地域包括支援センターについては、今般の改正法案を踏まえ、人員配置、地域包括支援センター運営協議会等に係る基準（案）などは、追ってお示ししていく予定であるが、既存の在宅介護支援センターが地域支援事業の包括的支援事業の実施の委託を受けるためには、どのように体制を整備していくのか、その道筋も示せるようにしていきたいと考えている。

このため、現行の在宅介護支援センターの運営の実施状況（職種別の職員配置状況、センター設置主体による保健医療福祉サービス（介護保険サービスを含む）の実施状況、在宅介護支援センターと介護支援専門員との連携状況など）を把握すべく近日中に調査を実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、調査への協力及び管内市町村等への周知方、よろしくお願いしたい。

イ 「高齢者虐待防止ネットワーク運営事業」について

本事業については、平成17年度において、モデル事業として実施することとしており、平成17年度予算成立後、「在宅介護支援センター運営事業実施要綱」の改正を踏まえ、速やかに協議していただく予定である。現時点で想定している事業実施要綱（案）を別紙としてお示しするので、本事業の実施を予定している市町村においては、これを参考に協議の準備等を進められたい。

「高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱」(案)

1 目的

高齢者の尊厳の保持という観点から、地域において総合的な相談窓口や介護予防・生活支援サービスの利用調整等の機能を担う在宅介護支援センターを中心として、市町村及びその他地域の関係機関等の連携により、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成及びその運用を行い、もって、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、以下の要件を満たす在宅介護支援センター(基幹型・地域型)を有する市町村のうち、厚生労働大臣が定める市町村とする。

- (ア) 当該市町村における保健医療福祉(介護保険を含む)の関係部局及び関係機関等の連携体制(例えば、地域ケア会議など)が具体的に確保されていること。
- (イ) 特に在宅介護支援センター、福祉事務所、保健所、居宅介護支援事業所(介護支援専門員)等の相談・マネジメント機関間においては、そうした連携体制を実効あるものとすべくきめ細やかな取り組みが具体的に行われていること。(例えば、共通性のある相談対応マニュアルの整備、連絡網の整備、組織間を横断しての定例会議の開催等)
- (ウ) 地域において、認知症高齢者に関する啓蒙・普及活動等について、積極的な取り組みが具体的に行われていること。

3 事業内容

以下の(1)～(4)の内容を、総合的に実施すること。

(1)「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」の設置

- ① 市町村は、在宅介護支援センターを中心として、保健福祉担当課その他の市町村の関係課、保健所、保健センター、社会福祉協議会、保健福祉施設、医療機関、居宅介護支援事業所、警察、消防、弁護士会、民生委員、家族会、住民自治組織など、地域の多様な関係者の参加を求め、ネットワークの運営等を行う運営委員会を設置すること。

- ② 運営委員会においては、地域住民への広報・普及活動、関係者間での具体的な連絡網の形成など、ネットワーク全体の運営状況の管理を行うとともに、必要に応じて会議を開催し、更なる高齢者虐待防止策を検討するなど、事業全体の評価・見直しを行うこと。

(2) 機能に応じたネットワークの形成・運用及びネットワーク間のコーディネート

高齢者虐待防止ネットワークの形成・運用については、以下のように機能に応じた体制を構築し、その運用を行うこと。

○早期発見・見守りネットワーク

- ・(構成メンバー) 民生委員、介護相談員、家族会、社会福祉協議会、NPO団体等
- ・上記のような地域の多様な社会資源を活用し、虐待の早期発見等に取り組む。
- ・さらに、家族、近隣などの虐待ケースに対して最も身近な支え合い機能を高めていくことにより、高齢者虐待問題が抱える「見えにくい」という状況を打破し、安心の得られる地域づくりを進め、未然に虐待を防ぐ予防的ネットワークとして構築・運用するもの。

○保健医療福祉サービス介入ネットワーク

- ・(構成メンバー) 居宅介護支援事業所等のケアマネジメント機関、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護等の居宅サービス事業所、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設、病院等の医療施設等
- ・個々の虐待ケースについての検討を踏まえ、介護保険サービスを含む保健医療サービスに的確かつ迅速に繋げ、継続支援を行っていくためのネットワークとして、構築・運用するもの。

○関係専門機関介入支援ネットワーク

- ・(構成メンバー) 市町村、警察、精神科等を含む医療機関、弁護士会、消費者センターのほか、必要に応じて、学校関係者、金融関係者、不動産関係者等
- ・個々の虐待ケースについての検討を踏まえ、保健医療福祉サービスによる介入を補完的に支える必要度合い等を判断し、措置や法執行等へ繋げていくためのネットワークとして、構築・運用するもの。

(3) 虐待ケースマネジメントの実施

- ① 市町村は、市町村又はネットワーク体制の中心となる在宅介護支援センターに、高齢者虐待防止に関する総合相談窓口を整備すること。
- ② 高齢者虐待を受けている、又は受ける恐れがある等のケース(以下、「虐待ケース」という。)を発見した場合には、以下の4に示す実施方法を踏まえ、ネットワークを活用した虐待ケースのマネジメントを行うこと。

(4) その他高齢者虐待防止ネットワーク運営に必要と考えられる事業

4 実施方法

虐待ケースへの介入に当たっては、以下に示す手順、在宅介護支援センターにおける相談及びサービス利用調整や、居宅介護支援(ケアマネジメント)における業務手続き等を参考とすること。

(参考手順)

- ①(虐待の疑い)→早期発見
- ②相談・通報
- ③虐待ケースマネジメント(実態調査～実態把握)
- ④虐待ケースマネジメント(対応と支援の検討)
- ⑤介護サービスの介入又は他制度へのつなぎ
- ⑥フォローアップ(実施状況の管理～評価～更なる防止策の検討)

5 事業実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施を、複数の在宅介護支援センターにより実施する場合、又は複数の市町村間による合同実施を行う場合には、上記2の条件以前に、在宅介護支援センター間、市町村間での連携体制を的確に確保すること。
- (2) 運営委員会の設置を、既存の「地域ケア会議」を活用して行う場合には、その機能を充実強化し、本来の「地域ケア会議」としての役割・機能が疎かにならないよう十分に留意すること。

2. 介護予防・地域支え合い事業について

平成16年度と同様に、市町村事業分については、平成17年度においても市町村限度額を見直す予定である。

また、市町村合併等に対する激変緩和措置については、個別に協議を受けた上で判断していくこととなるが、例年同様に事業の適正化・効率化に留意しつつ判断を行うこととしている。

なお、「市町村介護予防試行事業」、「介護予防10カ年戦略推進のための啓発等事業」等の介護予防関連の新規事業を含む介護予防関連全体の準備工程や内容については、制度改革の動向を踏まえ、改めてお示しする予定であるので、その旨了知されたい。

3. 三位一体改革による国庫補助金の廃止・税源移譲後における養護老人ホーム等の運営について

ア 養護老人ホームの運営について

三位一体改革の一環として、地方6団体からの要望も踏まえ、平成17年度から養護老人ホーム等保護費負担金が廃止・税源移譲されることとなったが、平成17年度における養護老人ホームの運営に関しては、以下のような取扱いを検討しているところであるので、各都道府県、市町村等におかれては、御了知の上、引き続き適切な措置事務の運用について御配慮願いたい。

(ア) 養護老人ホームの運営に係る技術的な助言の発出について

国庫補助負担金の廃止・税源移譲後においても、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言を発出し、国としても引き続き適切な措置事務が行われるよう支援していくこととしている。

なお、本技術的助言については、17年度早期に発出することを目途としている。

(イ) 養護老人ホーム等保護費負担金に係る精算交付について

平成16年度の国庫補助負担金に係る精算交付については、平成16年度に係る実績額が確定した後、財政当局に対し追加財政措置を要望することとしているので、御了知願いたい。

イ 軽費老人ホームの運営について

軽費老人ホームの運営については、軽費老人ホーム事務費補助金が平成16年度から一般財源化されたことに伴い、昨年10月29日付けで技術的助言として「軽費老人ホームの設備及び運営について」を発出したところである。

本通知についても、平成17年度に向けて所要の改正を検討しており、おって通知することとしている。

4. 高齢者施設の運営等について

ア ユニットケア施設研修等事業等について

(ア) 平成17年度ユニットケア施設研修等事業について

本事業については、積極的な事業実施方お願いしているところであるが、平成17年度の本事業の実施方針は以下のとおりであるので、御了知願いたい。

なお、対象施設については、平成16年度後期から認知症介護研究・研修東京センターの募集要綱において介護老人保健施設や介護療養型医療施設にも拡大しているので、周知をお願いしたい。

(a) 管理者研修

本研修については、昨年12月末までの累計で471名が受講しているが、ユニットケア施設の整備が行われているにもかかわらず、都道府県・指定都市によ

っては受講者の推薦が低調なところがあるので、こうした都道府県・指定都市においては該当者の研修受講について特段の配慮をお願いします。

なお、平成16年度と同様に、研修の開催については、10回程度を目標に実施することとしており、補助対象としても認知症介護研究・研修東京センターにおける研修受講を原則とすることとしている。

(b) ユニットリーダー研修

本研修についても、昨年12月末までの累計で481名が受講しているが、管理者研修と同じく都道府県・指定都市によっては受講者の推薦が低調なところがあるので、こうした都道府県・指定都市には該当者の研修受講について特段の配慮をお願いします。

なお、平成16年度末までの実地研修実施状況を踏まえ、実地研修施設を増やす方向で検討している。

また、ユニットリーダー研修についても、平成16年度と同様に、補助対象としては認知症介護研究・研修東京センター及び実地研修施設における研修受講を原則とすることとしている。

(c) ユニットケア指導者養成研修の創設

全国厚生労働部局長会議資料においてお知らせしたとおり、平成17年度から新たにユニットケアに関する指導者養成研修を実施することとしている。

本事業については、平成17年度予算成立後、「ユニットケア研修等事業実施要綱」を改正しお示しする予定であるが、現時点で想定している事業実施要綱(案)を別紙1としてお示しするので、都道府県管内におけるユニットケアに係る指導者の養成及び確保の観点から、積極的に本事業に取り組んでいただきたい。

なお、本研修についても、認知症介護研究・研修東京センターにおいて実施することとしている。また、研修実施までのスケジュールについては以下を予定しているので、御了知いただきたい。

- ・ 17年度前半 カリキュラム、研修実施方法等の検討委員会立ち上げ
- ・ 17年度後半 研修実施体制が整い次第、順次研修開始

(d) その他

各都道府県・指定都市におかれては、ユニットケア施設の運営に関して、管理者研修、ユニットリーダー研修の中で教材として活用している「利用者の生活を支えるユニットケア」（ユニットケア研修テキスト）や「ユニットケア実践Q&A」及び「ユニットケアのポイント」（認知症介護研究・研修東京センター監修）等の資料等も活用の上、ユニットケア施設の適切な運営につき御配慮願いたい。

イ 個室・ユニット型特別養護老人ホームの内容審査

地域介護・福祉空間整備等交付金の交付手続きにおいて、個室・ユニット型の特別養護老人ホームの図面による内容審査は都道府県又は市町村が行うことになるが、個室・ユニット型特別養護老人ホームの制度創設後、間もないことに鑑み、（社）日本医療福祉建築協会に委員会を設置し、助言・指導等を受けられることとしているので、積極的な活用を図ること。

ウ 高齢者介護施設等における感染症対策について

高齢者介護施設等における衛生管理及び感染症対策については、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生及びまん延の防止策の徹底について」（平成17年老発第0110001号）等を通知したところである。

今後は、更に、

- ① 感染症対策の実態把握と施設で活用できる感染対策マニュアル作成を目的として、「高齢者介護施設における感染管理の在り方に関する研究」（平成16年度厚生労働科学特別研究事業）において、すべての特別養護老人ホームを対象として、施設における感染症対策の実態についての調査を行った上で、本年度内を目

途として感染症対策マニュアルを作成することとしている。

- ① 感染症や食中毒が発生したり、発生が疑われる場合の報告の基準については、近日中に通知を発出する予定である。

エ 施設・事業所における労働環境に係る使用者責任について

社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設やグループホームなどの介護サービス事業所において、労働基準法等の法令違反があった場合の使用者責任については、以下のとおりであるので、各都道府県におかれては、管内の市町村等に対し、改めて周知徹底をお願いしたい。

- ① 労働基準法において、使用者責任を負うべき使用者は、具体的事実について法益侵害行為を行っている者が誰であると認められるかによるものであり、場合によっては、複数存在することも想定されること。（別紙2参照）
- ② 介護サービス事業所において、
 - (a) 管理者（施設長）は、指定基準等において、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うことが責務とされているところであり、労働環境に関して法令上の問題が生じた場合は、まず、管理者がその責任を負うことになること。
 - (b) 社会福祉法人において、理事長は、法人の行うすべての業務について法人を代表することとされており、労働環境に関して法令上の問題が生じた場合は、具体的事実の如何によっては、理事長が責任を問われる場合もあり得ること。

ユニットケア指導者養成研修実施要綱（案）

○ 目的

ユニットケア研修の実施に当たって実践的に指導できる者を養成することを目的として、指導者養成研修を行う。

○ 研修対象者

ユニットケア施設の管理者又はユニットリーダー（ユニットリーダーを総括する立場の者を含み、現場経験を有する者に限る。）であって、おおむね2年程度のユニットケア施設における実務経験を有するものとする。

○ 研修方法

講義及び演習による研修とする。

○ 研修内容（案）

管理者及びリーダーごとに、研修の指導方法等に係る以下の事項とする。

- ・ユニットケア研修の研修構造
- ・ユニットケア研修の企画運営
- ・ユニットケアの導入経過
- ・ユニットケア施設の管理運営
- ・ユニットケア導入計画作成演習の指導、等（人材育成、研修方法等含む）

○ 受講手続等

受講の手続等については、東京センターの定める研修要綱に基づき行う。

○ その他

修了証の交付等、費用負担

5. 介護相談員派遣等事業について

サービス利用者の不安や疑問などを住民の目線で把握し、利用者とサービス事業者や行政との間の橋渡し役を務める「介護相談員」は、今後とも、サービスの質の向上や利用者及びその家族の権利擁護などを進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けていくための地域づくりを行っていく上で効果的と考えられることから、本事業への積極的な取組みをお願いしたい。

なお、「介護相談・地域づくり連絡会」により行われる平成17年度の養成研修及び現任研修は、別紙のとおり予定されているので、管内の市町村に速やかに周知いただくとともに、積極的に参加いただくよう御配意願いたい。

別紙

平成17年度介護相談員研修日程(予定)について

1. 介護相談員養成研修

| 会場名 | 日 程 | | 研修会場 |
|-----|--------------------------|-----------|------------|
| | 前 期 | 後 期 | |
| 東京① | 平成17年7月26日(火)～7月29日(金) | 9月1日(木) | 主婦会館プラザエフ |
| 大阪① | 平成17年9月13日(火)～9月16日(金) | 10月18日(火) | ウエルサンピアなにわ |
| 東京② | 平成17年10月4日(火)～10月7日(金) | 11月8日(火) | 主婦会館プラザエフ |
| 大阪② | 平成17年10月25日(火)～10月28日(金) | 12月2日(金) | ウエルサンピアなにわ |
| 東京③ | 平成17年11月15日(火)～11月18日(金) | 12月16日(金) | 主婦会館プラザエフ |

※前期研修と後期研修の間に、各自治体・施設での実習が行われます。

2. 介護相談員現任研修

(現任研修は、所定の介護相談員養成研修を修了し、実際に活動している介護相談員を対象に行われます。2回目以降の方も受講していただくことができるスキルアップのための研修です。)

| 会場名 | 日 程 | 研修会場 |
|-----|-------------------------|------------|
| 東京① | 平成17年6月29日(水)・6月30日(木) | 主婦会館プラザエフ |
| 大阪① | 平成17年7月7日(木)・7月8日(金) | ウエルサンピアなにわ |
| 東京② | 平成17年7月13日(水)・7月14日(木) | 主婦会館プラザエフ |
| 大阪② | 平成17年8月4日(木)・8月5日(金) | ウエルサンピアなにわ |
| 東京③ | 平成17年8月24日(水)・8月25日(木) | 主婦会館プラザエフ |
| 大阪③ | 平成17年9月29日(木)・9月30日(金) | ウエルサンピアなにわ |
| 大阪④ | 平成17年11月30日(水)・12月1日(木) | ウエルサンピアなにわ |
| 東京④ | 平成17年12月7日(水)・12月8日(木) | 主婦会館プラザエフ |
| 大阪⑤ | 平成18年1月19日(木)・1月20日(金) | ウエルサンピアなにわ |
| 東京⑤ | 平成18年1月25日(水)・1月26日(木) | 主婦会館プラザエフ |

※平成17年度は1課程、2課程の区別はございません。

●上記の日程は、参加人数や状況により変更する場合があります。

【東京会場】
主婦会館プラザエフ
〒102-0085
東京都千代田区六番町15番地
TEL 03-3265-8111

【大阪会場】
ウエルサンピアなにわ
〒559-0031
大阪府大阪市住之江区南港東8丁目4-47
TEL 06-6614-1133

<お問い合わせ先>
介護相談・地域づくり連絡会
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-7-15
近代科学社ビル4階
TEL03-3266-9340 FAX03-3266-0223
E-mail sodanin@net.email.ne.jp

6. 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業について

本事業については、平成16年度までの間、通常10%の利用者負担を3%とすることとし実施してきたところであるが、平成17年度予算（案）においても引き続き国庫補助事業を計上しており、予算成立後速やかに実施要綱を改正し、平成17年度までの間3%とする旨お示しする予定であるので、管内の実施市町村において本事業が適切に継続実施されるよう、御指導願いたい。

7. 施設整備業務の適正化について

ア 補助金の不正受給の未然防止について

社会福祉法人が、補助事業を行うために締結した契約の相手等から寄付金等の資金提供を受けることは、いわゆる水増し契約が行われていてリベートなどとして不当に資金が還流しているのではないかとの社会的な疑惑を招く基になる。

このため、既に「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」（平成13年7月19日付4部局課長連名通知）により通知しているとおり、契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることを禁止しているところである。

しかしながら、本年度においても、本来の工事費を水増しした虚偽の契約書をもとに実績報告を行い、整備費補助金を不正な手段により過大に受給するなどの事件が散見される。

このような事件の再発の防止のため、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し、引き続き各種関連通知の趣旨に沿った指導の徹底を図られたい。

さらに、各種の全国会議等でも再三申し上げてきたところであるが、不正受給の事実が発覚した場合には、補助金を返還させることはもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正な対処を行われたい。併せて、このような不適正な整